

広報

やつまこし

1981
1月
第151号

□発行／新潟県古志郡山古志村役場 電話(025859) 2331 □印刷／大川印刷株式会社 ■毎月1日発行



書道教室 —竹沢—

毎週火曜日に竹沢小学校で、書道教室が開かれています。生徒は子ども、おとな合わせて五十人あまり、先生は中條教頭先生。子どもは「とり」、「はづひ」、「新雪の春」など、書きぞめの練習です。いっぽう、おなは実用文を書いており、今は「御年始」、「御歳暮」などで、商店の奥さん方が特に熱心とのことです。

「みなさん上達しており、新校舎完成のころ展示会を計画しています」と。

昭和56年1月 広報やまこし

村の象徴・シンボル——「村章」のデザインを募集します。

山古志村をあらわし、親しみのあるデザインを、ふるってご応募ください。

【応募方法】

一九時の打鐘
を合図に
B5版(18cm×25cm)以上の
大きさの白紙に、縦横10cm程度
の大きさのデザインを書いてく
ださい。

氏名・年齢(または学年)を記
入してください。

【賞品】

入選三点 賞状 賞品
特選一点 賞状 賞品
佳作五点 賞品
【その他】右記作品の著作権は村
に帰属します。また、村章に採
用の場合、デザインを修正する
ことがあります。

【締切】

昭和五十六年三月末日
役場総務課企画係

○応募資格

十八歳以上二十五歳未満の男子
○採用試験
中学校卒業程度の筆記試験、口
述試験、身体検査、適正検査
○詳しいことは、係までご相談く
ださい。

○日程

二月二十七日午後八時—長岡出
発(小千谷、小出乗車可)
一月二十八日午前七時三十分—
東京到着→自由行動

○料金

三月一日午後九時三十分—上
野集合、出発—翌朝到着
バス—長岡から東京往復七千八
百円(乗車場所により決定)



消防出でめ式

1月6日—

建物を建てるときは 建築工事届、 確認申請が 必要です

床面積10m²以上の建物を建てた場合、県知事に建築工事届を提出しなければなりません。さらに次の建物の建築には確認申請が必要です。

▶確認申請が必要な建物

木造の建物——階数が3階以上、または床面積が500m²を超えるもの。

非木造の建物——階数が2階以上、または床面積が200m²を超えるもの。

自動車庫——車庫に使用する部分の床面積が100m²を超えるもの。

▶提出先
役場を経由して、建築の3週間前までに県知事に提出してください。

(建設課)

電話線にご注意を

雪おろしのシーズンになります。
た。建物に引込んである電話線を切らないようにご注意ください。

冬は修理に時間がかかります。
電話線を大切に——。

長岡電報電話局
0321-0600

山古志村のシンボル



おえ
う

陸・海・空 自衛官募集

防衛庁では、国を支える若い力を求め、自衛官を募集しています。

自衛官は、特別国家公務員として身分が保証されます。また、自衛隊生活では、高い技術、強い責任感、強健な身体が修得でき、社会においても高く評価されています。

会員登録

印鑑証明書の請求には
登録証(緑色)を
お忘れなく

出稼ぎ先訪問バス

宿泊一泊三千円～四千円(食事別)
申込期間 1月31日まで

*このほか、名古屋方面へも運行されます。希望者は多数お申し込みください。

故郷と出稼ぎ先を結ぶ「出稼ぎ先訪問バス」が、次のとおり運行されます。希望者は多数お申し込みください。

○日程

二月二十七日午後八時—長岡出
発(小千谷、小出乗車可)
一月二十八日午前七時三十分—
東京到着→自由行動

○料金

三月一日午後九時三十分—上
野集合、出発—翌朝到着
バス—長岡から東京往復七千八
百円(乗車場所により決定)

▲そばづくり(虫塗小)

印鑑証明書の請求には
登録証(緑色)を
お忘れなく

(住民課)

任期満了により、新しい民生
児童委員が、十二月一日付けて
厚生大臣より任命されました。
民生委員は、老人、障害者、母
子・父子世帯、低所得者など恵ま
れない人のよき相談相手となり、
地域福祉向上のため活躍していま
す。

新しい民生委員

| | | | |
|-----------|---------|------|------|
| 田中 | 文代(虫) | 亀 | 三五八六 |
| 星野 | ユリ(二丁野) | 一〇六六 | 二四九 |
| 小池 | 作一(山) | 中 | 二二四九 |
| 斎藤 | 壹代(桂) | 谷 | 二七四〇 |
| 畔上勝太郎(檜木) | 一(池) | 谷 | 二七四八 |
| 五十嵐務(大久保) | 三 | 六 | 八四 |
| 関喜美枝(梶) | 四 | 五 | 七一 |
| 川上秀雄(木籠) | 五 | 五 | 四七 |
| 小川隆正(小松倉) | 六 | 五 | 二八 |

みんなが参加し みんなが平等に暮らせる よりよい社会づくりを

昭和56年—国際障害者年 (1981年)

〈テーマ〉 障害を持つ人の社会への「完全参加と平等」

そのムツリ権兵衛の馬琴も
ひまさえあれば、商売ものの売
本をむさぼるようにして読みあ
さり、夜になればまた手当り次
第に書きなぐつたものだった。
「花団子食氣物語」「鼠子婚礼
塵効記」「お茶漬十二因縁」な
どその前後の作だが、京伝とか
十返舎一九、式亭三馬などのよ
うなわけにゆかなかつた。

書輔の萬屋重三郎も、これを
見て戯作者としても大切
な、軽妙さもなく理屈っぽさだ
けが目立つことから、馬琴の戯
作者としての将来性のないこと
を見てとつていた。

しかし馬琴は、兄妹のなかで
一人変物で、先にもふれておい
たが何処の家に奉公して長続き
したこともなく、手職一ツおぼ
えようとはしないで江戸市中か
ら、その近郊を渡り歩るく流浪
していた。それでいて無賴の徒
にもならなかつたのは、一期半
期の約束のしがない武家奉公で
あつても生家は御家人である。
武士である。武士は操が正しく
なければならぬ、微祿の家に生
れても悪は豪末もせざという自
負が今まで彼をそつした仲間

に墮^{おち}さずに来たのであつた。だが、将来何をして身をたてようかとなると資力も自分の能力も見きわめがつかず不安と焦躁と手のとどかないような憧^{あこが}れだけなものであつたけれども、頑健な肉体と馬力をもつて、さきにあげた戯作者には及びもつかないものだつた。

その事から、萬屋は体よく馬琴を追いはらおうての底意から嫁を世話して独立するようにはかつた。それがお百という女である。お百は飯田町中坂下で下駄屋を商売している家付娘であつた。家付娘といつても一度は聟養子をもらつて離縁の経験のある女だったのである。その容貌はお世辞にも美人という事は出来ない女だつた。ひどいスガ目（斜視）でおまけに髪は赤くちぢれ（現代むきかも知れないが）うすあはた、小ぶりはよいが背も経済的だつたという。家付娘特有の我儘で教養もなく全く梨だなの下の女であつた。梨だなの下とは此の上ナシの洒落である。

配偶者の相続分が、子どもとともに相続するときは遺産の二分の一（今までは三分の一）、被相続人（死亡した人）の両親とともに相続するときは三分の二（同三分の一）、被相続人の兄弟姉妹とともに相続するときは四分の三（同



配偶者の相続分が
引き上げられました

この私たちの暮らしに、関係の深い
主な改正点をご紹介します。

民法の改正



三分の一)に、それぞれ引き上げられました。

この制度は、亡くなつた人の財産を維持したり増やしたりするのに努力した相続人に対し、その分を“ご苦労賃”として上積みして相続させることを認めようとする

す。しかし折り合いがつかないときは、寄与した相続人の請求（立て）によって、家庭裁判所が決めることになります。

新潟県史 ただいま予約受付中

などによって相続することができなくなつた場合、代わりに相続する人のことです。

これまででは、代襲相続人の範囲が決められていませんでした。今回の改正で、兄弟姉妹が相続人である場合の代襲相続人は、兄弟姉妹の子（被相続人のおい、めい）に制限されます。

A black and white portrait of a woman with short dark hair, wearing a patterned top. She is smiling warmly at the camera.

新春を迎え、60年という長い人抱負を一人静かに振りかえっておりまます。今、この幸せを思うと、過ぎ去った人生が、まるで一夜の夢のような気がします。

13歳の春、夢と希望に胸ふくら
ませ、親のためと遠い名古屋まで
動きに行った少女時代。生まれた
ばかりの長女を背中に、夫を戦地
に送り出したときのせつなかった

幸いよい子供に恵まれ、生まれ育った山古志で一生を送れることをうれしく思います。これから的人生は自分なりに出来ることをやり、一日一日を大切に、喜びと感謝の気持だけは忘れないで暮らしたいと思っています。

遺産相続の法律が 変わりました



1月1日
から

これまで遺留分は、配偶者と子や孫が相続人の場合、および子や孫だけが相続人の場合は相続財産の二分の一、その他の場合は三分の一でした。

〔原始古代〕 三、六〇〇円
 「近世上越編」 四、五〇〇円
 「近世中越編」 四、五〇〇円
 「近世佐渡編」 四、八〇〇円
 なお、既刊の「近世下越編」四、八〇〇円、「明治維新編」四、八〇〇円もまだ在庫があります。

「遺留分」が
引き上げられました

「新潟県史」が、昨年に続いて、今年三月に資料編四巻が刊行されます。県内の歴史を知る貴重な資料となっています。